

V おわりに

以上、藤原京、平城京の条坊地割あるいは宮城内区画の地割について詳細にわたる検討を試みてきたが、まだ十分に解明しえない問題も多く残されており、推測に推測を重ねたとの感がなくもない。ここで示した見解あるいは未解決の問題点については、今後の調査研究の進展に伴って、さらに検証され、また修正され、より明確な事実が闡明にされてくるものと期待されるが、この拙い作業を通じて、藤原京、平城京の造都に際して地割測量

に使用された基準尺が、大宝令などから知られる当時の度量衡制に則った大尺であったことを実証し、さらに平城京条坊道路の中に小尺を基準尺としている部分のあることは、和銅6年2月ないし4月の度量衡制度改定により大尺の使用停止と小尺の全面的採用が定められたことに伴う現象であり、従って京の造営事業がその時点以降にも継続されていたのではないかと考えた。その他にもいくつかの事実が明らかになったが、それら諸事実を、造都あるいは遷都という歴史事象が内包するすぐれて政治史的な次元において、どのように評価し位置付けるのかについて、充分な解答を見出すまでには及びえなかった。

古代都城の地割、特に宮城内地割の分析を通じて「古代都宮」の示す歴史的な意義について論及した稲田孝司の見解の一部は、すでに繰り返し採りあげたところであるが、今日高く評価されている氏の¹⁶¹所説をここでもう一度振り返っておくことも今後の研究にとって必要かと考える。

稲田は、日本古代の都城のうち、藤原京・平城京と長岡京・平安京とでは、地割方式が大きく変化することから、前者を初期都城（初期都宮）、後者を後期都城（後期都宮）と規定して、前者から後者への歴史的な推移がみられるとした。前期都城を性格付ける第一の特質として、氏は「分割地割方式」という概念で総称する地割方式を提示している。分割地割方式とは、氏によれば「もっとも単純で機械的な計算を基礎としたもの」であり、「京の骨格を形成する条坊町割の街路をはじめとして、主要な諸建物が心距離によって計測される」ことがその一つの特徴であると説明されている。

また、先にもふれたように、藤原京や平城京の主要な建造物のうち「発掘調査によって判明している宮垣、朝堂院、内裏、官衙などの配置を検討すると、京の条坊町割の長さの単位がそのまま宮内の地割にも適用されている例や、京の地割を基準線として細部の配置をそれから機械的に分割して行く例の多いことがわかる」とし、これに対して、長岡宮では、京の地割が宮の地割とほとんど一致しないことから、「初期の都城ほど京の地割が宮の地割を規制し、京と宮の地割の一貫性が強いという事実」（傍点筆者）を指摘した上で、「都城の中であって、宮は人民支配のための諸制度を運用執行する本拠であり、個々の建造物はその制度機構に則してもっとも機能的につくられ配置されるべきであろうが、初期都城においては、この宮からして京全体の配置の規制のもとにおかれているのである」と述べている。こうした事柄や分割地割方式は、古代都城が形式的で非実用的であったことを示すものであり、「地割の非実用性はその都城の全体像の根本を規定するものと把握」すべきであることなどから、稲田は「初期都城の地割が農村の姿、とりわけ条里制ないしそれに類する方格地割によって区画された田地畦畔の姿の反映であり象徴であるとする仮説」を呈示したのである。氏はさらに論を進め、「初期都城の地割が農村における道路、

畦畔のおりなす象徴であり、象徴ということが、象徴される実体の用途を非実用化、形骸化し、姿かたちを形式的に純粋化することによって実現されるものだとすれば、初期都城の地割にもっとも単純な計算で組み立てられる分割地割方式がとられたのは必然的ななりゆきであったと考えられ、「分割地割方式で都城を造営する古代専制権力は、単純な計算という機械的な自然法則を体現し、いわば自然力をもって人民を統制し制圧しているのであり、いいかえれば分割地割方式は、まずその権力の自然法則的な絶対性をもっとも純粋に象徴しているのである」と論じあげた。

稲田のこの所論は、都城における諸事象の変化を「もっぱら支配階級内部における階層的関係の変化」から説明づけたと評価するところの従前の諸学説に対するアンチテーゼとしての「まず支配者と人民との階級関係に直接かかわるものとして位置付けることから始める」という基本的立脚点に立っての学究成果であり、古代都城制研究史上、画期的な業績と言ふべきであろう。しかしながら、氏の立論の根拠とされている都城制地割の理解については、すでにその一部は、明示したように、若干の問題が残される。氏の言う「分割地割方式」は、条坊町割の街路をはじめとする諸建造物の設定が心心距離によって計測されるところに特質づけることができるとされる。しかし、藤原宮および京の条坊地割の検討により明らかにしたように、京条坊道路をはじめ、宮大垣を中心とする外濠、内濠、堀地等の宮外郭施設の地割設定は心心間距離ではなく、実質幅員を基準にしている。心心間距離を基準とするのは平城京においてであり、さらにそれは平安京——稲田が後期都城と位置付ける——においても明らかに踏襲されている。

なお、藤原京条坊道路の地割設定がきわめて図式的であり、各種の幅員をもつ大路、小路の規模が相互に単純な数値上の関連性をもって決定されているという現象は、それがより原初的なあり方を示すものと評価することができ、後の平城京、平安京がそれぞれに先行する都城の地割を下敷きにして計画されているとみられることから、藤原京が街区を備えた条坊制を伴う最も初期の都城として位置付けうる一つの傍証とみなすことができるのではないかと考える。

一方、稲田の所論のもう一つの根拠である「京の地割が宮の地割を規制し、宮と京の地割の一貫性が強い」とする見解は、藤原宮、平城宮の項で検討したように、多分に疑わしいものであった。また、稲田が初期都城に対置すべき後期都城としてあげた平安京の地割方式は、なるほど藤原京、平城京とは異り、氏の説明に従えば、京を構成する町や道路などの諸部分、諸建造物の一定の幅なり大きさを前提し、それらを集計した上で地割を行なうやり方であり、平城京、藤原京にみられた分割地割方式が一定の枠から諸部分を割り出すものであるとすれば、この「集積地割方式」は前提された諸部分を集積して「全体を形

成するものであり、両者の間には正反対の原理上の差異が存在するものである」とされている。

しかし、平安京条坊の地割設定のあり方を考えてみると、一坪の幅が40丈(400小尺)であることは、おそくとも奈良時代後半期にはみとめられる平城京条坊での一種の擬制的通念を実体化したものと推測され、また条坊道路の幅員規模も基本的には平城京のそれに共通している。平安京条坊設定に際して平城京の通念上の規模をそのまま踏襲しようとするれば、——もちろん多少の改変は施されたであろうし、時間的に平城京と平安京の中間に位置する長岡京での条坊地割のあり方を考慮に入れる必要はあるが——まさに「集積地割方式」をとらざるを得ないことは明らかである。

平安宮域内の官衙あるいは宮城内道路等の配置については、『大内裏図考證』をはじめ考証学研究の側面から詳細な復原がなされているが、その地割の実長は現状では一概に確証しがたい。しかし、そこには造営に際してのそれ相当の企画性の存したことは当然想定され、それは平城宮や藤原宮とも本質的に変化はないと考えられる。もっとも、宮域内の建物配置が平城宮よりもやや繁縷になった様相をうかがい知ることができ、稲田の言う、「(後期)都宮、とりわけ宮の諸建造物とその配置関係は、支配階級の法と政治制度そして支配階級内部の階層的諸関係をますます明瞭に体现し反映する度合を強くする」という評価に結びつくことになるのかもしれないが、それが「初期都宮が生産過程における所有と支配のあり方、階級対立のあり方をより鮮明に表現したことと対比さるべきである」のかどうかについては疑問として残る。

以上まとめとしてはやや不適切な記述に終始することになったが、古代都城制研究において、稲田の所論が重要な意義をもつと考えるだけに敢えてとりあげた次第である。氏の所論の根拠とする都城制地割についての理解には、指摘したように多くの問題点があるせによ、その業績の研究史的意義はいささかも損なわれることはあるまい。今後は本稿で明らかにしえた新たな知見を付け加えて、より考察を深める必要のあることを、自戒の意味をもこめて指摘し、筆を擱くことにしたい。

(1982. 6. 2)